

# 主な特約とその概要

## 弁護士費用特約

お客さまに代わって示談交渉ができないときお役にたちます。

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- 被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や弁護士への法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

- ◆弁護士費用として1事故1名300万円限度
- ◆法律相談費用として1事故1名10万円限度



## 他車運転特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- 記名被共済者が個人の場合で、かつご契約のお車が自家用8車種である場合に自動付帯されます。他の自動車(自家用8車種<sup>(※)</sup>に限ります。またご家族の所有自動車等を除きます)を運転中の事故に対し、他の自動車をご契約のお車とみなし賠償共済・自損事故共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎり)を適用します。  
※自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)



## 臨時代替自動車特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- 記名被共済者が法人の場合に自動付帯されます。ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借受けた自動車をご契約のお車とみなして賠償責任条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項、自損事故傷害特約、無共済車傷害特約および臨時費用特約でお支払いの対象となる共済金をお支払いします。



## 車両新価特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。



## 車両超過修理費用特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6カ月以内にご契約のお車を修理された場合に限り)



## 被共済自動車の入替自動補償特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に入替の承認請求を行なうなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。



## ロードアシスタンス宿泊移動費用特約(新設)

### 【共済金をお支払する主な場合】

ロードアシスタンス特約支払対象の場合。

- 1事故1被共済者につき
- 宿泊費用：1万円限度
- 移動費用：2万円限度
- ロードアシスタンス特約付帯契約(車両共済付帯・非付帯を問わない)



## 対物超過修理費用特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- 対物賠償が支払われる場合に相手自動車全損となり、修理費用が時価額を超える場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から6カ月以内に相手自動車を修理された場合に限り)



## 原付バイク特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

- 記名被共済者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます)を運転中に起こした事故について共済金をお支払いします。



## 事故・故障時代車費用特約(新設)

### 【共済金をお支払する主な場合】

- ロードアシスタンス特約の支払対象(事故・故障)で走行不能となりレッカー搬送となること。
- 事故により車両共済が有責となる場合(レッカーけん引なし)にも対象となります。
- 車両共済付帯契約。



## ロードアシスタンス代車費用特約(新設)

### 【共済金をお支払する主な場合】

- ロードアシスタンス特約の支払対象(事故・故障)で走行不能となりレッカー搬送となること。
- ロードアシスタンス特約付帯契約(車両共済付帯・非付帯を問わない)

## 臨時費用特約

### 【共済金をお支払いする主な場合】

治療日数4日目から補償開始のお見舞い費用等補償プラン!

- 特長1** 契約者または被共済者の範囲にお支払いします。
- 特長2** 使い方は自由です。たとえば、お見舞いの諸費用など。
- 特長3** 運転者の家族限定や年齢条件に関する特約は、適用されません。



- 治療日数4日目から補償開始!
- 自動車を運転中に、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担しなければならぬ時、共済金をお支払いします。
- 1回の対人事故につき、お支払する金額は、被害者1名につき、最高50万円をお支払いします。
- ご契約期間中、何度事故を起こされても被害者1名あたりの限度額は減額されません。

## 車両無過失事故の特則

相手自動車との衝突・接触事故による車両共済金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、当組合と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
- 事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

【注意】「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限りです。



## 夜間・休日の緊急事故受付センター!

0120-89-8819

- 平 日…17:00から翌朝9:00まで
- 土・日・祝日……………終日
- 年末・年始……………終日

携帯からもOK!!



1. 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にご連絡下さい。
2. 「夜間・休日緊急事故受付」とは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合、現場などからの報告を受けるとともに現場の応急処置にお困りの時に対応をアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。